

## 市内在住者住宅取得支援事業

※グリーンヒルズを市から購入し、新築した場合は加算あり

市内在住者向け

### 対象者

市内在住者で、市内業者により住宅を新築する人(要自治会加入)

### 補助内容

住宅取得費の3%または30万円のいずれか低い額(ただし、高校生以下の子どもが同居する世帯は、高校生以下の子ども1人につき10万円加算)



## 新規転入者住宅取得支援事業

※グリーンヒルズを市から購入し、新築した場合は加算あり

転入者向け

### 対象者

新規転入者で転入した日から5年以内に市内で住宅を取得する人(要自治会加入)

### 補助内容

市内業者で新築 住宅取得費の10%または面積要件算出価格のいずれか低い額(上限200万円)  
市外業者で新築 住宅取得費の5%または面積要件算出価格のいずれか低い額(上限100万円)  
中古住宅 空き家バンク物件の取得費の7%または50万円のいずれか低い額



## 住宅改修支援事業(Uターン者向け)

Uターン者向け

### 対象者

Uターン者またはその親族(4親等以内)が所有する市内の空き家(1戸建て住宅)を改修する人(要自治会加入)

### 補助内容

補助対象経費の2分の1以内で、上限30万円(ただし、高校生以下の子どもが同居する世帯は、高校生以下の子ども1人につき10万円加算)



## 中古住宅改修費用支援事業

転入者向け

### 対象者

空き家バンク物件を取得した新規転入者または空き家バンク登録物件の所有者(要自治会加入)

### 補助内容

居住を目的とした、家屋の改修経費および放置されていた家財道具の撤去に要する経費の2分の1(上限50万円)  
※平戸市の空き家バンク制度を介している物件に限ります。  
※上記新規転入者住宅取得支援事業における中古住宅取得の補助と併用利用可

## 移住費用支援事業

移住希望者向け

### 対象者

定住を目的として移住する人(要自治会加入)  
※市内外の事業所間で転勤する人を除く

### 補助内容

市外から移住する際に生じる荷物運搬料および交通費(有料道路代、燃料費など)の3分の2(上限20万円)



# 美しい自然に囲まれ、いつまでも平戸で暮らそう 住宅の取得・改修をお考えの人へ

平戸市では平戸市内在住者の皆さんや転入者の皆さんが平戸にずっと住み続けることができるよう、住宅を取得・改修する人に補助を行っています。 図 企画課移住・定住政策班 ☎22-9105

## 親子でスマイル住宅支援事業

※要件があるため、事前にご相談ください。

子育て世帯向け

### 対象者

- 次の①～③のいずれかに該当する世帯。
- ①多子世帯(18歳未満の子どもが3人以上の世帯または18歳未満の子どもが2人で3人目を希望する夫婦)
  - ②職住近接(18歳未満の子どもがいる世帯が、両親のいずれかの職場までの移動時間が短くなる中古住宅を取得すること。または取得した中古住宅に自身の職場を設けること)
  - ③育住近接(小学生以下の子どもがいる世帯が、保育所・幼稚園・小学校までの移動時間が短くなる中古住宅を取得すること。または新たに3世代で同居もしくは近居すること)

### 補助内容

中古住宅の取得や取得した中古住宅の改修費用

### 補助金額

補助対象経費の5分の1以内とし、かつ住宅1件あたり  
上限50万円

### 申請期限

令和7年1月31日(金)まで  
※申請期限内に受付を終了する場合があります。

## 結婚新生活支援事業補助金

新婚世帯向け

### 対象者

- 次の①～⑥すべてに該当する世帯。
- ①令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)までに婚姻届が受理された夫婦。
  - ②夫婦の合計所得金額が500万円未満であること。
  - ③夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
  - ④新居が平戸市内にあり、夫婦ともに住民票が新居の住所になっていること。
  - ⑤他の補助金を受けていないこと。
  - ⑥夫婦共に市町村民税に滞納がないこと。

### 補助金額

住宅賃貸費用、住宅改修費用(上限30万円)  
※ただし、夫婦共に29歳以下の場合は上限60万円

### 補助上限金額の引き上げ

下記の①②のいずれかに該当する場合は、夫婦ともに29歳以下の世帯は20万円、39歳以下の場合は10万円補助上限金額が引き上がります。

### 【加算要件】

- ①夫婦またはそのどちらか一方が婚姻を機に平戸市外から転入した場合
- ②夫婦またはそのどちらか一方が平戸市出身で、その出身中学校区に居住した場合

### 申請期限

令和7年3月28日(金)まで



各支援事業には申請期限や必要な書類などがありますので、事前にお問い合わせください。また、補助金の交付を受けて5年(結婚新生活支援事業補助金は3年)以内に住宅を売り渡したり、居住しなくなった場合、または平戸市から転出する場合は、補助金の全部または一部を返還請求します。